

## 事務所衛生基準規則による事務所の空気環境測定

労働安全衛生法には事務所の衛生基準を定めた厚生労働省令「事務所衛生基準規則」があり、事務所の環境管理、清潔、休養、救急用具等を定め、そこで働く人にとって安全で清潔な場所であるように規制をしています。同規則は労働安全衛生法の事業者の講ずべき措置等（第23条）にも関係しており、法令遵守の観点から要求事項を満足させなければなりません。

事務所衛生基準規則で要求されている空気環境に関する事項について以下に示します。

- ①すべての事務所（空調設備の有無に関わらず）は以下の項目について室内環境を維持しなければなりません。

項目	基準
一酸化炭素含有率	50ppm 以下
二酸化炭素含有率	0.5%以下
室温	10℃以下の場合は暖房 冷房する場合は外気温より著しく低下させない

- ②空気調和設備（外気を取り入れて浄化し、温度、湿度、流量を調整して供給する設備）又は機械換気設備（外気を取り入れて浄化し、その流量を調節して供給する設備）を設けている場合は、室に供給される空気が以下の項目ごとに適合するように当該設備を調整しなければなりません。

項目	基準
浮遊粉じん量	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下
一酸化炭素含有率	10ppm 以下
二酸化炭素含有率	0.1%以下
ホルムアルデヒド	0.1mg/m <sup>3</sup> 以下
気流	0.5m/秒以下
室温 <small>（空気調和設備のみ）</small>	17℃以上 28℃以下
相対湿度 <small>（空気調和設備のみ）</small>	40%以上 70%以下

上記①②に該当する事務所では測定（頻度を含む）の義務は定められていませんが、基準を満足しているかを確認するためには測定が必要です。

- ③中央管理方式の空気調和設備（中央管理室等で換気や冷暖房等を集中的にコントロールする設備）については作業環境測定の実施（2ヶ月に1度、記録3年保存）が必要です。

項目	基準
一酸化炭素含有率	10ppm 以下
二酸化炭素含有率	0.1%以下
室温	17℃以上 28℃以下
相対湿度	40%以上 70%以下
外気温	—



# 分析評価

## [参考]

- ①労働安全衛生法第23条：事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。  
(違反の場合は同法第119条により「6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金」)

## ②事務所衛生基準規則要求事項（清潔、休養、救急用具の項目を除く）

項目		基準	備考			
事務室の環境管理	気積	10立方メートル/人以上とすること	定員により計算すること			
	窓その他の開口部	最大開放部分の面積が常時床面積の1/20以上とすること	1/20未満の時、換気設備を設けること			
	室内空気環境基準	一酸化炭素	50ppm以下とすること	検知管等により測定すること		
		炭酸ガス	0.5%以下とすること	〃		
	温度	10℃以下の時	暖房等の措置を行うこと			
		冷房実施の時	外気温より著しく低くないこと	外気温との差は7℃以内とすること		
	空気環境	空気調和設備	供給空気 の清浄度	浮遊粉じん量 (10マイクロメートル以下)	0.15mg/立法メートル以下とすること	デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること(吹出口等で測定すること)
				一酸化炭素	10ppm以下とすること	検知管等により測定すること(吹出口等で測定すること)
				二酸化炭素	0.1%以下とすること	〃
				ホルムアルデヒド	0.1mg/立法メートル以下とすること	指定された測定機器により測定すること
		室内空気 の基準	気流	0.5m/s以下とすること	0.2m/s以上の測定可能な風速計により測定すること	
			室温	17℃以上28℃以下になるように努めること	0.5℃目盛の温度計により測定すること	
			相対湿度	40%以上70%以下になるように努めること	0.5℃目盛の乾湿球温度計(アウグスト乾湿計、アスマン通風乾湿計)により測定すること	
		測定		中央管理方式に依っている場合、2月以内ごとに1回定期的に行うこと(但し、一定要件を満たす場合緩和取扱い有り)	結果を記録し、3年間保存すること	
		機械換気設備	供給空気 の清浄度	浮遊粉じん	0.15mg/立法メートル以下とすること	空気調和設備の場合と同様
				一酸化炭素	10ppm以下とすること	
	炭酸ガス			0.1%以下とすること		
	ホルムアルデヒド			0.1mg/立法メートル以下とすること		
		室の気流	0.5m/s以下とすること			
	燃焼器具	室等の喚起	排気塔、換気扇、その他の換気設備を設けること			
器具の点検		以上の有無の日常点検を行うこと				
室内空気 の基準		一酸化炭素 二酸化炭素	50ppm以下とすること 0.5%以下とすること	検知管等により測定すること 〃		
室の建築、大修繕、大模様替時におけるホルムアルデヒドの臨時測定		使用開始後、最初の6月から9月までに1回測定すること				
機械による換気のための設備の点検		初めて使用するとき、分解して改造、修理の際、及び2月以内ごとに1回定期的に行うこと	結果を記録し、3年間保存すること			
空気調和設備の管理 (室内空気汚染防止)	冷却塔、加湿装置への供給水	水道法に規定する水質基準を確保すること				
	冷却塔、冷却水	1月1回定期的に、汚れを点検	必要に応じて清掃、換水			
	加湿装置	1月1回定期的に、汚れを点検	必要に応じて清掃等			
	空気調和設備の排水受け	1月1回定期的に、汚れ及び閉塞状況の点検	必要に応じて清掃等			
	冷却塔、水管、加湿装置	1年1回定期的に行うこと				
採光・照明	照度	精密な作業	300ルクス以上とすること			
		普通の作業	150ルクス以上とすること			
		粗な作業	70ルクス以上とすること			
	採光・照明の方法		①明暗の対照を少なくすること(局所照明と全照照明を併用) ②まぶしさをなくすこと	局所照明に対する全照照明の比は、約1/10以上が望ましい 光源と目を結ぶ線と視線とがなす角度は30度以上が望ましい		
照明設備の点検		6月以内に1回定期的に行うこと				
騒音伝播の防止	カード穿孔機、タイプライター等の事務用機器を5台以上集中して作業を行わせるとき		①作業室を専用室とすること ②専用室は遮音及び吸音の機能を持つ隔壁とすること			